

「昇降機定期検査報告書 作成要領 2017年版」 正誤表

平成 30 年 6 月 4 日現在

該当頁	該当箇所	誤	正 (訂正箇所の下線)								
117	下から 3 行目	⑫ …電圧区分を○で囲んだ上で、	⑫ …電圧区分を○で囲んだ上で、								
	下から 1 行目	⑬	⑬								
118	上から 3 行目	⑬ …基準値を記入してください。	⑬ …基準値を記入してください。								
	上から 12 行目	⑯ …左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を…	⑯ …左欄に製造者が指定する要重点点検及び要是正となる基準値を…								
	下から 24 行目	⑳ …該当するものを○で囲んでください。	⑳ …該当するものを○で囲んでください。								
118 ～ 119	下から 4 行目 上から 20 行目	<p>㉒ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の 1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表 2 に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。</p> <p>表 2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号</p> <table border="1"> <tr> <td>以下の a と b の記号を組み合わせ て記入すること</td> </tr> <tr> <td>a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号</td> </tr> <tr> <td>1 錆びた摩耗粉が多量に付着 している場合</td> </tr> <tr> <td>2 点状の腐食が多数生じてい る場合</td> </tr> </table>	以下の a と b の記号を組み合わせ て記入すること	a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	1 錆びた摩耗粉が多量に付着 している場合	2 点状の腐食が多数生じてい る場合	<p>㉒ 2 (3)「主索又は鎖」の「主索」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がない場合は「なし」を、ある場合は「あり」を○で囲んでください。「あり」を○で囲んだ場合は、その主索の番号及び該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準を記入するとともに、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合及び谷部が赤錆色に見える主索の 1 構成より 1 ピッチ内の最大の素線切れ数を記入してください。なお、「錆及び錆びた摩耗粉判定基準」には、以下の表 2 に従って錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号を記入してください。</p> <p>表 2 錆及び錆びた摩耗粉判定基準の記号</p> <table border="1"> <tr> <td>以下の a と b の記号を組み合わせ て記入すること</td> </tr> <tr> <td>a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号</td> </tr> <tr> <td>1 錆びた摩耗粉が多量に付着 している場合</td> </tr> <tr> <td>2 点状の腐食が多数生じてい る場合</td> </tr> </table>	以下の a と b の記号を組み合わせ て記入すること	a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号	1 錆びた摩耗粉が多量に付着 している場合	2 点状の腐食が多数生じてい る場合
以下の a と b の記号を組み合わせ て記入すること											
a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号											
1 錆びた摩耗粉が多量に付着 している場合											
2 点状の腐食が多数生じてい る場合											
以下の a と b の記号を組み合わせ て記入すること											
a 錆及び錆びた摩耗粉の判定記号											
1 錆びた摩耗粉が多量に付着 している場合											
2 点状の腐食が多数生じてい る場合											

		<p>3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合</p> <p>4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合</p> <p>b 判定結果の記号</p> <p>イ 要是正判定の場合</p> <p>ロ 要重点点検判定の場合</p> <p>ハ 指摘なしの場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><記入例></p> <p>錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合</p> <p>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1-イ）</p> <p>指摘事項がない場合</p> <p>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）</p> </div>	<p>3 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の錆が無い部分の直径に対する割合が94%未満である場合</p> <p>4 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分がある場合</p> <p>b 判定結果の記号</p> <p>イ 要是正判定の場合</p> <p>ロ 要重点点検判定の場合</p> <p>ハ 指摘なしの場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><記入例></p> <p>錆びた摩耗粉が多量に付着している場合で、判定が要是正であった場合</p> <p>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（1-イ）</p> <p>指摘事項がない場合</p> <p>該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準（ハ）</p> </div>
119	下から4行目	㉓ …に関する写真並びにブレーキパッドの状況	㉓ …に関する写真並びにブレーキパッドの状況
123	上から10行目	㉕ …直径に対する割合を記入してください。	㉕ …直径に対する割合を記入してください。
	下から12行目	㉗ …素線切れ数を記入してください。	㉗ …素線切れ数を記入してください。
124	下から5行目	㉘ 2(3)「主索又は鎖」において	㉘ 2(3)「主索又は鎖」において
134	下から19行目	㉚ 1(5)「絶縁」には、該当する	㉚ 1(5)「絶縁」には、該当する
135	下から17行目	㉜ …「否」を○で囲んでください。また、	㉜ …「否」を○で囲んでください。また、
138	下から13行目	㉞ …左欄に要是正となる基準値を記入してください。	㉞ …左欄に要是正となる基準値を記入してください。
	下から10行目	㉞ …該当する場合は「否」を○で囲んでください。	㉞ …該当する場合は「否」を○で囲んでください。
	下から5行目	㉟ …検査者が設定する基準値により…	㉟ …検査者が設定する基準値により…
139	下から19行目	㉠ …素線切れ数を記入してください。	㉠ …素線切れ数を記入してください。
170～175	柱	第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令	第1章 昇降機等定期検査報告制度に係る建築関係法令等
232	追加		地震その他の衝撃により生じた国土交通大臣が定める加速度並びに当該加速度を検知し、自動的に、かごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かご

			<p>の出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開き、又はかご内の人やこれらの戸を開くことができることとする装置の構造方法を定める件</p> <p>平成20年12月26日国土交通省告示第1536号</p> <p>(上記をクリックすると、告示本文へ移動します。)</p>											
297	追加		<p>詳細は、別紙参照</p> <p>(上記をクリックすると、リンク先へ移動します。)</p>											
306	下から2行目	令129条の13	令第129条の13											
320	下から5行目	りまとめ、 2月10日(金)17時まで に下記のあて先まで提出してください。	りまとめ、2月10日(金)17時まで に下記のあて先まで提出してください。											
387	<p>第3章10(3) ①平20年国告第283号別表第1及び別表第2 上から5枠</p> <p>「業務基準書」講習会 質問への回答 H29.3.31 に基づき訂正</p>	<table border="1"> <tr> <td>4(10) *4(12)</td> <td>平成26年4月1日</td> <td>・ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況</td> <td>平25国告第1047号第一号 第二号、第三号</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4(10)</td> <td>平成26年4月1日</td> <td>・ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況</td> <td>平25国告第1047号第一号 第二号、第三号</td> </tr> </table>	4(10) *4(12)	平成26年4月1日	・ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況	平25国告第1047号第一号 第二号、第三号	↓				4(10)	平成26年4月1日	・ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況	平25国告第1047号第一号 第二号、第三号
4(10) *4(12)	平成26年4月1日	・ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況	平25国告第1047号第一号 第二号、第三号											
↓														
4(10)	平成26年4月1日	・ガイドレール及びレールブラケットの取付け状況	平25国告第1047号第一号 第二号、第三号											
389	<p>第3章10(3) ④平20国告第283号別表第6 (小荷物専用昇降機) 上から1枠</p> <p>「業務基準書」講習会 質問への回答 H29.3.31 に基づき訂正</p>	<table border="1"> <tr> <td>4(1)</td> <td>平成24年6月7日</td> <td>・開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況</td> <td>1446 平20国告第1446号 第一号二</td> <td>訂正</td> </tr> <tr> <td>4(2)</td> <td>平成21年9月28日</td> <td>・戸相互及び都と出し入れ口枠とすき間の状況</td> <td>平20国告第1446号 第七号</td> <td>追加</td> </tr> </table>	4(1)	平成24年6月7日	・開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況	1446 平20国告第1446号 第一号二	訂正	4(2)	平成21年9月28日	・戸相互及び都と出し入れ口枠とすき間の状況	平20国告第1446号 第七号	追加		
4(1)	平成24年6月7日	・開口部の高さ又は施錠装置の作動の状況	1446 平20国告第1446号 第一号二	訂正										
4(2)	平成21年9月28日	・戸相互及び都と出し入れ口枠とすき間の状況	平20国告第1446号 第七号	追加										
401	第4章1(2) 検査番号4(17) 検査項目	<p>作動の状況</p> <p>イ. ロ. ハ. 非常止め動作時……</p>	<p>作動の状況</p> <p>イ. ロ. ハ. 非常止め作動時……</p>											
402	第4章1(2) 検査番号6(7) 検査項目	<p>作動の状況</p> <p>イ. ……ブレーキを解放して……</p>	<p>作動の状況</p> <p>イ. ……ブレーキを解放して……</p>											
404	<p>第4章 「(D)最終交換日(※)」枠 ①c)</p> <p>「業務基準書」講習会 質問への回答 H29.3.31 に基づき訂正</p>	<p>c) 製造者が最終交換日を記入する接触器を指定している……</p>	<p>c) 製造者が最終交換日の欄に記入する接触器を指定している……</p>											

411	第4章 4(6)調速機ロープ <記入例3>追加 「業務基準書」講習 会 質問への回答 H29.3.31 に基づき訂正		<記入例3>素線切れの断面積割合、 赤錆色に見える部分の有無は 文章で記入しても良い。 ・素線切れが生じた部分の断面積 の割合は「70%超え」 ・錆びた摩耗粉により谷部が赤錆 色に見える部分は「なし」
412	第4章 6(4)緩衝器又は 緩衝材 ④項追加 「業務基準書」講習 会 質問への回答 H29.3.31 に基づき訂正		④かご側緩衝器に「ばね式」、釣合 い錘側緩衝器に「油入式」が使わ れている場合は、「形式」欄の「ば ね式」「油入式」の両方に「○」をつ ける。 ・「設置及び取付状況」は、「ばね式」 「油入式」の両方を目視及び触診 により確認し、(に)判定基準に従い 判定する。 ・「作動の状況」「油量の状況」は、油 入式緩衝器に対し(は)検査方法に て確認し、(に)判定基準で判定す る。
414	第4章1. (3) ②	a)「要是正」…… b) 設置時期で判断する…… b)「既存不適格」…… c) 地震時等管制運転装置…… d) 6(10)すき間 前回数…… e) ピット冠水…… f) 巻上機ブレーキ……	a)「要是正」…… b) 設置時期で判断する c)「既存不適格」…… d) 地震時等管制運転装置…… e) 6(10)すき間 前回数…… f) ピット冠水…… g) 巻上機ブレーキ……
417	第4章(4) ②主索の摩耗・摩 損・錆の記入例	【事例:1】 素線切れ 最も摩損した主索の番号(<u>1</u>)	【事例:1】 素線切れ 最も摩損した主索の番号 (<u>素線切れなし</u>)
429	第4章 2(2)検査 結果表の記入要領 検査番号4(5)	頂部すき間 距離 注記 $\frac{V^2}{706}$ 以上 V=定格速度	頂部すき間 距離 注記 $\frac{2.5cm + V^2}{706}$ 以上 V=定格速度
458	第4章 3(6) 踏段鎖、ベ ルト又は踏段相互 すき間 ②ベルトの劣化の 状況	b) ……亀裂又はたるみが <u>内</u> 場合…	b) ……亀裂又はたるみが <u>無</u> い場合…
459	第4章5(2)検査結 果表の記入要領 別添1・2様式	①別添1様式 ブレーキパッドの状況 …ドラム式に限らずすべてのもの が…	①別添1様式 ブレーキパッドの状況 …ドラム式に限らずすべてのもの が…
459	第4章5(2)検査結 果表の記入要領 【参考】安全対策項		5(4)踏段上直部の障害物 ・エスカレーター踏段のノーズライ ン(踏段の先端線)及び動く歩道

	<p>目で「要是正」指摘として改訂された項目 追加</p> <p>「業務基準書」講習会 質問への回答 H29.3.31 に基づき訂正</p>		<p>踏段面から鉛直距離 2100mm 以内に障害物がある場合は「要是正」としてください。</p>
459	<p>第4章5(2)検査結果表の記入要領 【参考】安全対策項目で「要是正」指摘として改訂された項目 下から2行目</p>	<p>5(7)登り防止用仕切り板 ・ ・ ・ ひび割れ又は破損があると 場合・ ・</p>	<p>5(7)登り防止用仕切り板 ・ ・ ・ ひび割れ又は破損がある場合・ ・</p>

(略)：正誤表中「業務基準書」とは「昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書 2016 年度版」を示す